

個人情報保護法に関するよくある疑問と回答

※本文中、「個人情報保護法」や「法」とあるのは、いずれも、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）のことです。
 ※ここに掲載している回答は、一般的な考え方を示したものであり、個別のケースによって別途考慮すべき要素があり得ますので、ご注意ください。

内閣府国民生活局企画課
 個人情報保護推進室
 平成21年6月25日更新

	疑問	回答	掲載日
Q1 総論(法の目的、基本理念)			
1	個人情報保護法の目的はどのようなものですか。	個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的としています(法第1条)。このため、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の「保護」と「活用」のバランスを図ることが重要と考えられます。	H19.10.17 H19.12.17 一部修正
2	個人情報保護法によって、消費者にはどのようなメリットがあるのですか。	個人情報保護法によって、消費者は、事業者による個人情報の取扱いに不安を感じたような場合、自分に関する情報の開示や訂正、利用停止などを、その問題の事業者を求めることができるようになりました。また、個人情報の取扱いに関する苦情がある場合には、問題の事業者に直接申し出るだけでなく、認定個人情報保護団体(Q7-2参照)や地方公共団体などに相談できるようになりました。	H19.10.17
3	個人情報保護とはどういうことですか。プライバシー保護とは違うのですか。	個人情報保護法は、個人情報取扱事業者が個人情報の適正な取扱いのルールを遵守することにより、プライバシーを含む個人の権利利益の侵害を未然に防止することを狙っています。したがって、個人情報の取扱いとは関係のないプライバシーの問題などは、この法律の対象とはなりません。プライバシー侵害などが実際に発生した後の個人の権利利益の救済については、従来どおり、民法上の不法行為や刑法上の名誉毀損罪などによって図られることになります。	H19.10.17
4	国の行政機関や地方自治体には、個人情報保護法は適用されるのですか。	個人情報保護法は、①官民を通じた個人情報の取扱いに関する基本理念などを定めた部分(第1章～第3章)と、②民間の事業者における個人情報の取扱いのルールを定めた部分(第4章～第6章)から構成されています。このうち、①については国の行政機関や地方公共団体にも関わりますが、②については民間部門のみを対象としています。 国の行政機関や地方公共団体における個人情報の取扱いのルールは、それぞれ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、各地方公共団体の個人情報保護条例で定められています。 ※法体系のイメージについては、こちらをご参照下さい。 http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/houtaiki.pdf	H19.12.17
5	個人情報保護法と各省庁が定めるガイドラインとは、どのような関係にあるのですか。	個人情報保護法は、民間の事業者における個人情報の取扱いに関するルールを定めていますが、これは、各事業分野に共通する必要最低限のルールとなっています。このことを踏まえ、各事業分野においては、それぞれの事業を所管する省庁によって、事業分野の実情に応じたガイドラインが定められています。これは、事業分野ごとに取り扱われる個人情報の内容や性質、利用方法が異なっていることによるものです。各事業者が事業活動に伴って個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法のほか、その事業分野のガイドラインも遵守することが求められます。 平成21年3月31日現在、24分野について37のガイドラインが各省庁によって策定されています。 ※ガイドラインの一覧については、こちらをご参照下さい。 http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/gaidorainkentou.html	H19.12.17 H20.4.10 H21.6.25 一部修正

Q2 定義(保護の対象、義務の対象)			
1	「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」とは、それぞれどのようなものをいうのですか。	<p>「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものをいいます。その情報自体によって特定の個人を識別できるもののほか、他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人が識別できるものも含まれます(法第2条第1項)。</p> <p>「個人データ」とは、「個人情報データベース等」(＝個人情報を含む情報の集合物で、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの又はこれに準ずるもの(法第2条第2項)。詳細はQ2-10参照。)を構成する個人情報をいいます(法第2条第4項)。</p> <p>「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が開示等の権限を有する個人データで、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの又は6か月以内に消去することになるもの以外のものをいいます(法第2条第5項)。</p> <p>※「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」の関係については、こちらをご参照下さい。 http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/zukai.pdf</p>	H19.7.31 H19.12.17 H21.6.25 一部修正
2	「個人に関する情報」とはどのような意味ですか。個人の評価に関する情報も含まれるのですか。	「個人に関する情報」(法第2条第1項)とは、氏名、性別、生年月日、職業、家族関係などの事実に係る情報のみではなく、個人の判断・評価に関する情報も含め、個人と関連づけられるすべての情報を意味します。	H19.12.17
3	メールアドレスは、「個人情報」に該当しますか。	<p>個人の氏名等を含んだリストがあり、その1項目としてメールアドレスが含まれている場合、リストは全体として、また、メールアドレスはその一部として、個人情報に該当します。</p> <p>また、メールアドレスのみであって、ユーザー名及びドメイン名から特定の個人を識別することができる場合、そのメールアドレスは、それ自体が単独で、個人情報に該当します。</p> <p>一方、記号や文字がランダムに並べられているものなど、特定の個人を識別することができない場合には、別に取り扱う名簿などとのマッチングにより個人を特定することができない限り、個人情報には該当しません。</p>	H19.10.17
4	死者の情報は、個人情報保護法の保護の対象になりますか。	<p>個人情報保護法は、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っており(Q2-1参照)、死者に関する情報については保護の対象とはなりません。</p> <p>ただし、死者に関する情報が、同時に生存する遺族などに関する情報である場合(例:死者の家族関係に関する情報は、死者に関する情報であると同時に、生存する遺族に関する情報である場合がある)には、その遺族などに関する「個人情報」となります。</p>	H19.10.17
5	法人に関する情報は、「個人情報」に該当しますか。	法人名等、法人その他の団体の情報は、「個人情報」に該当しません。ただし、法人の情報の中に、役員の氏名などの個人に関する情報が含まれている場合には、その部分については、「個人情報」に該当します。	H19.10.17
6	カメラで撮影した映像や録音した音声は、「個人情報」に該当しますか。	映像や音声であっても、それによって特定の個人が識別できる場合には、「個人情報」に該当します。	H19.10.17 H19.12.17 一部修正
7	雇用管理のために取り扱っている会社の従業員に関する情報も、「個人情報」に該当するのですか。	顧客情報だけではなく、従業員に関する情報も、「個人情報」に該当します。	H19.12.17
8	従業員に関する情報を番号で管理している場合、従業員番号は「個人情報」に該当しますか。	従業員番号によって特定の個人が識別できるのであれば、「個人情報」に該当します。また、従業員番号それ自体によっては特定の個人が識別できない場合でも、別に管理する名簿などと容易に照合することができるのであれば、その事業者にとっては「個人情報」に該当します。学籍番号やパソコンIDなども同様です。	H19.12.17
9	新聞やインターネットなどで既に公表されている個人情報は、個人情報保護法で保護されるのですか。	公知の情報であっても、その利用目的や他の個人情報との照合など取扱いの態様によっては個人の権利利益の侵害につながるおそれがあることから、個人情報保護法では、既に公表されている情報も他の個人情報と区別せず、保護の対象としています。	H19.10.17

10	「個人情報データベース等」とは、どのようなものを指すのでしょうか。	<p>「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物のうち、以下の2つを指します。</p> <p>(1) コンピュータを用いて特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成されたもの(法第2条第2項第1号)</p> <p>(2) (1)以外のもので、個人情報を一定の規則に従って整理することで個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成され、さらに目次や索引など個人情報の検索を容易にするためのものを有しているもの(個人情報の保護に関する法律施行令第1条)</p> <p>すなわち、コンピュータで処理されたデータベースだけでなく、紙に記録されたものであっても、(2)の条件を満たすものは、「個人情報データベース等」に該当します。</p>	H21.6.25
11	監視カメラで撮影された映像を保存していますが、これは「個人情報データベース等」に該当しますか。	<p>監視カメラで撮影された映像も、それによって特定の個人が識別できる場合は「個人情報」に該当します(Q2-6参照)。しかしながら、そのような映像の記録が「個人情報データベース等」に該当するためには、当該映像記録が、録画された特定の個人をコンピュータを使って検索できるように体系的に構成されているか、または録画された個人の映像を一定の規則にしたがって整理することにより個人情報を容易に検索できるように体系的に構成されている必要があります(Q2-10参照)。監視カメラの映像の記録を、そのような個人情報の検索性を備えた形で保存することは一般的ではないと考えられます。(なお、個人情報取扱事業者が監視カメラを設置する際の留意点についてはQ3-4参照。)</p>	H21.6.25
12	個人情報保護法の義務の対象である「個人情報取扱事業者」とは、どのような者をいうのですか。	<p>個人情報保護法第4章から第6章に定める義務の対象となる「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者(民間部門)をいいます(法第2条第3項。Q1-4も参照)。</p> <p>ただし、事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって特定される個人の数の合計が、過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者は、除外されます。</p>	H19.7.31 H19.12.17 H21.6.25 一部修正
13	「個人情報取扱事業者」に該当しない小規模事業者は、個人情報保護法を守る必要はないのでしょうか。	<p>事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって特定される個人の数の合計が、過去6ヶ月以内のいずれの日においても5,000を超えない者は、個人情報取扱事業者から除外されます(Q2-12参照)。これらの「個人情報取扱事業者」から除外される者(たとえば一般私人や小規模な事業者)については、法第4章から第6章の義務は課せられません。</p> <p>しかし、個人情報保護法の義務は課せられないとしても、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない」(法第3条)という個人情報保護法の基本理念を尊重して、個人情報の保護に自主的に取り組むことが望ましいところです。</p> <p>なお、事業分野によっては、各省庁の定めるガイドライン(Q1-5参照)において、個人情報取扱事業者に該当しない事業者に対してもガイドラインの遵守を求めている場合があります。</p>	H21.6.25
14	複数のデータベースで個人データを管理している場合、個々のデータベースを構成する個人情報の数が5,000を超えなければ、「個人情報取扱事業者」に該当しませんか。	<p>5,000を超えるかどうかは、その事業者が管理するすべての個人情報データベース等によって識別される個人の数の総和で考えます。ただし、同一人物が含まれる場合、重複分は除きます。</p> <p>例えば、ある事業者が顧客データを4,000人分、従業員データを3,000人分有しており、そのうち同一人物が100人分含まれる場合、4,000人分+3,000人分-100人分=6,900人分となり、「個人情報取扱事業者」に該当します。</p>	H19.12.17
15	委託業務として、委託元の個人情報データベース等を利用していますが、この場合も「個人情報取扱事業者」に該当しますか。	<p>たとえ委託元の個人情報データベース等を加工・分析等をせずにそのまま利用する場合でも、委託された業務を行うために利用するのであれば「事業の用に供している」(Q2-19参照)こととなります。したがって、その個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される個人の数が5,000を超えていれば、原則として委託先も個人情報取扱事業者となります。</p> <p>なお、この場合、委託先は委託された個人データについて委託元の監督を受ける(法第22条、Q4-8及び9も参照)ほか、自らも個人情報取扱事業者としての義務を負うこととなります。</p>	H21.6.25

16	自前の顧客リストなどを使わず、市販の電話帳や名簿のみを利用して事業活動をしているのですが、「個人情報取扱事業者」に該当しますか。	<p>一般的な電話帳や名簿、個人の氏名等から住所を検索できるカーナビなどは、「個人情報データベース等」に該当すると考えられます(Q2-10参照)。</p> <p>ただし、氏名・住所又は居所・電話番号以外の個人情報が含まれていない電話帳や、市販の名簿やカーナビなどを、編集したり、加工したりせずに使用している場合、これらに含まれる個人データによって識別される個人の数は、「個人情報取扱事業者」が否かの基準である、事業者が管理するすべての個人情報データベース等によって識別される個人の数の総和から除外されます(個人情報の保護に関する法律施行令第2条)。</p> <p>したがって、そのような「個人情報データベース等」を編集・加工せずに事業の用に供しているかぎり、当該名簿等を持っていることだけで「個人情報取扱事業者」に該当するということはありません。</p> <p>なお、市販されている名簿等の安全管理措置の程度についてはQ4-4を参照してください。</p>	H21.6.25
17	NPO法人や自治会・町内会、同窓会のような非営利の活動を行っている団体も、「個人情報取扱事業者」として、個人情報保護法の規制を受けますか。	<p>個人情報保護法にいう「事業」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体を指すものであり、営利・非営利の別を問いません。したがって、非営利の活動を行っている団体であっても個人情報保護法の義務規定の対象となり得ます。</p> <p>ただし、自治会や町内会については、5,000人を超える者で構成される組織は少ないことから、「個人情報取扱事業者」に該当しないことがほとんどであると考えられます。</p>	H19.12.17
18	国内で事業活動を行う外国企業や、外国で事業活動を行う日本企業の海外支店も、「個人情報取扱事業者」として、個人情報保護法の規制を受けますか。	<p>国内に拠点を構える企業であれば、外国企業であっても「個人情報取扱事業者」に該当します。</p> <p>一方、個人情報保護法に限らず、一般に、国の法令の効力はその領域以外には及ばないとされており、外国で事業活動を行う日本企業の海外支店には、個人情報保護法の規制は及びません。(ただし、日本に所在する本社(個人情報取扱事業者)がその海外支店から個人情報を取得する際には、適正に取得するなどの義務が課せられます。)</p>	H19.10.17
19	年賀状などを出す目的で、知人の個人情報をデータベース化して管理していますが、個人情報保護法上、何らかの義務が発生しますか。	<p>個人情報保護法では、一定以上の個人情報を事業に利用する「個人情報取扱事業者」(Q2-12参照)が義務規定の対象になります。したがって、個人的に年賀状を出すなど、私的な目的で個人情報を扱う場合は、義務規定の対象とはなりません。</p>	H19.7.31 H21.6.25 一部修正
20	個人情報を「事業の用に供している」とは、どのような意味ですか。加工、分析などをせず、データベースとして利用しているのみであれば、該当しませんか。	<p>「事業の用に供している」とは、事業者がその行う事業のために個人情報を利用していることをいい、特にその方法は限定されません。事業のために個人情報データベース等を作成、加工、分析、提供することだけでなく、事業を行う上で必要となる顧客情報、従業員情報、配達先情報などをデータベースとして利用していることなども含みます。</p>	H19.12.17
21	運送業者が個人情報の入ったCD-ROMを誤配したと後日判明した場合、個人情報保護法上の責任を問われますか。	<p>事業者が、個人情報データベース等の内容に触れることなく、他の有体物と同じように運送、販売等を行う場合については、個人データの内容に関知しないため、そもそも「個人情報データベース等を事業の用に供して」いることになりません。したがって、倉庫業者、運送業者、書店などが、このように個人情報データベース等を取り扱っている場合には、個人情報取扱事業者とはならず、個人情報保護法上の責任は生じません。</p>	H19.10.17
Q3 取得・利用に関するルール			
1	個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的を「できる限り特定する」ととされていますが、具体的にはどの程度まで特定する必要がありますか。	<p>利用目的を「できる限り特定する」とは、個人情報取扱事業者が、個人情報をどのような目的で利用するかについて明確な認識をもつことができ、個人情報の本人にとっても、自己の個人情報がどのように取り扱われるか予測することができる程度という趣旨です。</p> <p>このため、特定される利用目的は、できる限り具体的に本人にとって分かりやすいものであることが望ましく、例えば、「顧客サービスの向上のため」というような包括的な利用目的は、利用目的を明確にしたものとはいえないと解されます。</p>	H19.10.17
2	社内のみで閲覧できる大学教授リストのデータベースを作成することは、個人情報保護法違反となりますか。	<p>個人情報の利用目的を特定する(法第15条)、個人情報を適正に取得する(法第17条)といった、個人情報保護法に規定されたルールにしたがって個人情報が取り扱われている限り、データベースを作成すること自体が個人情報保護法違反に当たる訳ではありません。ただし、作成したデータベースが、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱われている場合には、個人情報保護法違反の可能性が有ります(法第16条)。</p> <p>なお、データベースの社内での閲覧については、それが事業者の行う事業の一環として行われている限り、個人データの第三者提供には当たらず、閲覧に当たってあらかじめ本人の同意を得る必要はありません(法第23条)。</p>	H19.7.31

3	カメラで個人を勝手に撮影することは、個人情報保護法違反になりますか。	<p>カメラで撮影した映像も、それによって特定の個人が識別できるのであれば、「個人情報」に当たります(Q2-6参照)。したがって、個人情報取扱事業者は、その利用目的をできるだけ特定し(法第15条)、その範囲内で取り扱う(法第16条)ことが必要です。また、偽りその他の不正な手段によって個人情報を取得してはならない(法第17条)ことから、個人情報取扱事業者は、例えば、不正の意図をもって隠し撮りする等の行為をしてはならないと解されます。</p> <p>なお、例えば、学校の運動会の様子を保護者がカメラで撮影する場合など、個人情報取扱事業者でない者が、私的な目的で撮影する場合については、個人情報保護法の義務規定の対象とはなりません(Q2-14参照)。</p> <p>※行事で撮影された写真などを展示する場合については、Q5-17参照。</p>	H19.8.10 H21.6.25 一部修正
4	防犯のため、監視カメラの設置を検討しているが、個人情報保護法上何か問題はありますか。	<p>監視カメラで撮影された映像も、それによって特定の個人が識別できる場合は「個人情報」に該当します(Q2-6参照)。個人情報取扱事業者が監視カメラを設置する場合、利用目的の特定(法第16条)や、個人情報の不適正な取得の禁止(法第17条、例えば監視カメラで不正の意図を持って隠し撮りを行うなど)などの義務が課されることとなります。</p> <p>なお、個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的を原則として通知又は公表する義務がありますが(法18条第1項)、一般に、防犯目的のためにビデオカメラを設置し撮影する場合は、撮影によって取得された個人情報の利用目的は、取得の状況からみて明らかであり、当該利用目的の公表を必要としない場合(同条第4項第4号)に当たると考えられます。</p>	H21.6.25
5	電話回線契約を結んでいる電話会社から、光ケーブル通信事業の勧誘電話をかけてきました。契約の際に取得した個人情報を、別のサービスの案内に利用することは、個人情報保護法に違反しますか。	<p>個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的を特定し(法第15条)、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用する場合は、原則として本人の事前の同意が必要です(法第16条第1項)。</p> <p>個人情報の利用目的として他のサービスの案内に利用することを利用目的として定めること自体は可能ですが、契約の時点でその利用目的を定めていなかった場合には、他のサービスの案内に利用することについて本人の同意を得る必要があります。</p> <p>また、個人情報取扱事業者は、本人との間で契約を結ぶことに伴って、契約書などの書面で個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に対してその利用目的を明示することとされています(法第18条第2項、Q3-6参照)。</p> <p>契約の際に取得した個人情報を他のサービスの案内に利用することを利用目的として特定していたとしても、個人情報取扱事業者は、個人情報の取得前に、本人に対してその旨を明確に示すことが必要です。</p>	H19.10.17 H21.6.25 一部修正
6	契約書などから個人情報を取得する場合、個人情報の利用について承諾確認をする必要があるのですか。	<p>個人情報取扱事業者は、本人から直接契約書やアンケートなどの書面(電子メールやウェブサイト画面から入力する場合なども含みます。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合には、原則として、あらかじめ本人に対し利用目的を「明示」することとされています(法第18条第2項)。</p> <p>利用目的の「明示」は、例えば、契約書から個人情報を取得する場合であれば、当該契約書に、本人の目にとまるように利用目的を明記するなど、事業の性質や個人情報の取得状況に応じ、利用目的の内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要があります。</p>	H21.6.25
Q4 適正・安全な管理に関するルール			
1	個人情報保護法第20条の「個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」としては、具体的にどのようなものがありますか。	<p>「安全管理のために必要かつ適切な措置」は、大別すると、組織的な観点から必要な措置と技術的な観点から必要な措置に分けられます。</p> <p>組織的な措置の具体例としては、個人情報の取扱いに関する内部規程の整備、安全管理者の設置、安全確保のための組織の整備、従業員に向けた研修の実施などが考えられます。</p> <p>技術的な措置の具体例としては、コンピュータへのファイアウォールの構築、情報の暗号化、データベースへのアクセス制限などが考えられます。</p> <p>なお、安全管理のために、具体的にどの程度の対応が必要かについては、一律に定まるものではありません。取り扱う情報の性質や利用方法、情報通信技術の発達などを勘案し、社会通念上合理的な程度の安全管理措置をとることが必要と考えられます。</p>	H19.10.17
2	事業者からアンケートのはがきが送られてきましたが、記入した個人情報部分を覆うシールが用意されていません。これは、個人情報保護法に違反しますか。	<p>個人情報保護法上、個人情報取扱事業者は、個人情報の漏えいなどを防ぐために必要かつ適切な措置を講ずることとされています。具体的にどの程度の対応が必要かについては、一律に定まるものではなく、取り扱う情報の性質や利用方法に応じて異なるものと考えられます(Q4-1参照)。</p> <p>アンケートはがきの送付に当たって、個人情報を覆うシールを用意することが必要か否かについても、一律に定まるものではありません。</p>	H19.10.17

3	履歴書や顧客情報などを処分する際には、何か特別な処理や、本人への連絡等は必要なのでしょうか。	個人情報保護法第20条にいう個人データの安全管理措置には、個人データを処分する際に漏えい等が発生しないような措置を講ずることも含まれます。履歴書等についても、それが個人情報データベース等(法第2条2項、Q2-12参照)を構成するものであれば、他の個人データと同様に、処分の際には漏えい等が生じないような措置を講ずることが必要です(履歴書の本人への返却についてはQ6-6参照)。なお、個人情報保護法第27条に基づく利用停止等を行った場合には、その旨を本人に連絡する必要があります。	H21.6.25
4	市販されている名簿を全く加工せずに使用していますが、この名簿を処分する際もシュレッダーにかける必要があるのでしょうか。	市販されている名簿は、一般的に「個人情報データベース等」に該当すると考えられます(法2条第2項、Q2-10参照)ので、個人情報取扱事業者が当該名簿を取り扱う際には、安全管理措置を講ずる義務があります(法第20条)。ただし、安全管理措置を講ずる義務の程度は、各事業分野の特性のほか、個人データを記録した媒体の性質等に応じて変わるものと解されます。 不特定多数の者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者において全く加工していないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられますので、シュレッダーにかけずに廃棄したり、廃品回収に出したことが、ただちに安全管理義務違反になるとは考えられません。	H21.6.25
5	個人情報取扱事業者ですが、個人情報情報を漏えいしてしまいました。どのような対応が必要でしょうか。	個人情報の漏えいを含め、法違反または法違反のおそれが発覚した場合には、その事業分野の特性に応じた対処が必要ですが、一般的には以下のような対処を実施することが望ましいと考えられます。 (1)事実調査、原因の究明 (2)影響範囲の特定 (3)再発防止策の検討・実施 (4)影響を受ける可能性のある本人への連絡等 (5)事実関係、再発防止策等の公表 (6)主務大臣・認定個人情報保護団体(Q7-2参照)への報告 特に、個人データの安全管理(法第20条から第22条まで)について法違反があった場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等についての本人への連絡や、事実関係や再発防止策等の公表を行うことが望ましいと考えられます。 なお、事業分野ごとに各省庁が定めるガイドライン(Q1-5参照)において、漏えい等が起こった場合の対応を規定するものもあり、各ガイドラインの対象事業者は当該ガイドラインに沿った対処が求められます。	H21.6.25
6	個人情報保護法第21条で、個人情報取扱事業者が監督を行うこととされている「従業者」には、派遣労働者も含まれますか。	個人情報保護法第21条の「従業者」とは、個人情報取扱事業者の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、事業者との雇用契約の有無を問いません。したがって、派遣労働者であっても、派遣先事業者(個人情報取扱事業者)の指揮監督を受けてその業務に従事している限り、「従業者」に該当します。	H19.10.17
7	個人データの編集・加工を外部に委託していますが、委託元として、個人情報保護法上、どのような義務を負うのでしょうか。	個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託する個人データが安全に管理されるよう、委託先を必要かつ適切に監督することとされています(法第22条)。	H19.7.31
8	個人データの委託先の事業者は、委託を受けて取り扱っている個人データについて安全管理のための措置を講ずる義務を負うのですか。	個人データの委託先が個人情報取扱事業者である場合、委託を受けて取り扱う個人データに関し、委託元からの監督を受けるほか、自らも個人情報取扱事業者としての義務を負うこととなります。したがって、個人情報保護法第20条に基づき、安全管理のための措置を講ずる義務が発生します。	H19.12.17
9	個人情報保護法第22条に定める委託先に対する「必要かつ適切な監督」の内容としては、具体的にどのようなものがありますか。	「必要かつ適切な監督」とは、安全管理のための措置(例えば、委託業務に際して知り得た秘密の保護、委託先事業所内からの個人データの持ち出し禁止等)を委託先が行うよう契約内容に盛り込み、その契約が確実に遵守されているかを確認することです。 このため、委託契約に当たり、単に守秘義務条項を含む契約を締結するのみではならず、その契約がきちんと守られているかを確認することや、委託終了後に個人情報情報がすべて返却又は消去されたかどうかを確認するなどの対応が求められます。	H19.10.17

Q5 第三者提供の制限に関するルール

1	<p>個人情報保護法第23条の「第三者」とは、どのような者を指すのですか。</p>	<p>「第三者」とは、以下のいずれにも該当しない者をいい、自然人、法人その他の団体を問いません。 (1) その個人データによって特定される本人 (2) その個人データを提供しようとする個人情報取扱事業者 (3) (2)の個人情報取扱事業者と一体をなす者として、個人情報保護法第23条第4項において「第三者」に該当しないとされている者(委託先、事業承継先、共同利用者)</p>	H19.12.17
2	<p>1つの会社の複数の部署間で個人データを提供する場合、あらかじめ本人の同意を得る必要はありますか。</p>	<p>同一の事業者の内部での個人データの提供は、「第三者提供」には該当しないため、第三者提供に関する本人の同意は必要ありません。ただし、他の部署への個人データの提供により、当初特定した利用目的を超えた個人情報の利用がなされる場合には、あらかじめ、目的外利用に関する本人の同意を得る必要があります(法第16条)。</p>	H19.12.17
3	<p>第三者提供についての同意を得るには、同意書を作成して印鑑を押してもらうなどの手続が必要なのでしょうか。</p>	<p>個人情報保護法上、個人データの第三者提供の同意を得る方法については具体的に定められてはいません。このため、文書のほか、電話により口頭で確認する方法なども認められます。ただし、事業分野ごとのガイドライン(Q1-5参照)によっては、同意を原則として書面で行うことを求めているもの(金融分野ガイドライン、信用分野ガイドライン等)もありますので、留意が必要です。</p>	H19.12.17
4	<p>本人からの同意を得なくても個人情報を提供できる場合には、どのような例がありますか。</p>	<p>以下の場合、例外として本人から同意を得なくても、本人以外の者に個人情報を提供することができます(法第23条1項各号)。</p> <p>(1)法令に基づく場合 (例) ・警察や検察等から、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合 ・弁護士会から、振り込め詐欺に関連し、銀行に対して、弁護士法に基づく所要の弁護士会照会があった場合 ・地方公共団体や統計調査員から、基幹統計調査に際し、不動産会社、マンション管理会社・管理人等に対して、統計法に基づく照会や協力依頼があった場合 ・地方公共団体や税務署による税務調査における質問や検査に対応する場合 ・事業者が、犯罪収益移転防止法に基づき疑わしい取引の届出を行う場合</p> <p>(2)人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合 (例) ・大規模災害や事故等の緊急時に、患者の家族等から医療機関に対して、患者に関する情報提供依頼があった場合 ・製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから家電販売店に対して、顧客情報の提供依頼があった場合 ・暴力団等の反社会的勢力情報や業務妨害行為を行う悪質者情報を、企業間で共有する場合</p> <p>(3)公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合 (例) ・地域がん登録事業において、地方公共団体から医療機関に対して、がんの診療情報の提供依頼があった場合 ・児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する場合</p> <p>(4)国等に協力する場合 (例) ・税務署等から事業者に対して、任意の顧客情報の提供依頼があった場合</p>	H19.7.31 H21.4.1 H21.6.25 一部修正
5	<p>個人情報保護法ができたことにより、学校や地域社会において名簿を作成・配布することはできなくなったのですか。</p>	<p>そういうことはありません。 個人情報保護法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者(Q1-4、Q2-12参照)は、個人情報の適正な取得や利用目的の通知等のルールを守れば、原則として本人の同意なく各種名簿を作成すること自体は可能です。これを配布するときに本人の同意が必要になります。具体的な手続の例などについては、Q5-6をご参照下さい。</p>	H19.12.17 H20.4.10 H21. 一部修正

6	<p>名簿を配布するには、どのようにすればよいですか。</p>	<p>個人情報保護法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者(Q1-4、Q2-12参照)は、以下のいずれかの手続を行えば、名簿を配布(つまり第三者提供)することができます。</p> <p>(1)配布する際に本人の同意を得る場合 (例)個人情報取扱事業者である私立学校においてクラス名簿や緊急連絡網などを配布する。 入学時や新学期の開始時に、「生徒の氏名、住所など学校が取得した個人情報については、クラス名簿や緊急連絡網として関係者へ配布する」ことを明示し、同意の上で所定の用紙に個人情報を記入・提出してもらう。 ※例えばクラス全員から同意が得られなかった場合にも、同意を得ることができた人のみを掲載した名簿を配布することはできます。</p> <p>(2)同意に代わる措置を取る場合(Q5-15も合わせて参照) 個人情報取扱事業者は、以下の(i)~(iv)について、あらかじめ、1)又は2)のいずれかの措置を取った上で、作成した名簿を配布することができます。 1)本人に郵便、電話、電子メール等で通知する 2)事務所の窓口への掲示・備付け、ホームページへの掲載等によって、本人が容易に知ることができる状態に置く (i)利用目的(例 緊急連絡網として配布) (ii)名簿の内容(例 氏名、住所) (iii)提供方法(例 関係者へ配布) (iv)本人の求めにより名簿から削除すること</p> <p>※具体的な取組については、こちらも参考になると思われます。 http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/chousa07.html</p>	<p>H19.7.31 H19.12.17 H20.4.10 H21.6.25 一部修正</p>
7	<p>「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」(法第23条第1項)というときの「あらかじめ」とはどのような意味ですか。</p>	<p>「あらかじめ」とは、第三者へ個人データが提供される時点よりも前に、という意味です。</p>	<p>H19.12.17</p>
8	<p>本人の同意は、個人データの第三者提供に当たってその都度得る必要があるのですか。</p>	<p>必ずしも第三者提供のたびに同意を得なければならない訳ではありません。例えば、個人情報の取得時に、その時点で予測される個人データの第三者提供について、包括的に同意を得ておくことも可能です。いずれにせよ、状況に照らして、本人が実質的に同意をしていると判断できる範囲で個人データの提供が行われることが重要です。</p>	<p>H19.12.17</p>
9	<p>第三者提供の例外規定のひとつである「法令に基づく場合」の「法令」とは、法律以外にも含まれるのですか。</p>	<p>「法令」には、「法律」のほか、法律に基づいて制定される「政令」「府省令」や地方自治体が制定する「条例」などが含まれます。一方、行政機関の内部における命令や指示である「訓令」や「通達」は、「法令」に含まれません。</p>	<p>H21.6.25</p>
10	<p>第三者提供の例外規定のひとつである「法令に基づく場合」であれば、必ず個人情報を提供しなければならないのでしょうか。</p>	<p>「法令に基づく場合」(法第23条第1項第1号)には、 (1)他の法令により、情報を第三者へ提供することを義務付けられている場合 (2)他の法令に、第三者提供を受ける相手方についての具体的根拠が示されていないが、提供すること自体は義務付けられていない場合 の2種類があり、「法令に基づく場合」であればいかなる場合においても個人情報を提供しなければならない、というわけではありません。 (2)の場合、個人情報取扱事業者は、当該法令の趣旨に照らし、第三者提供の必要性和合理性が認められる範囲内で対応することが、個人情報保護法の趣旨に沿うと考えられます。</p>	<p>H21.6.25</p>
11	<p>私立病院が、私の個人データを、私の同意を得ずに弁護士に提供しました。これは、個人情報保護法に違反しますか。</p>	<p>個人情報保護法上、個人データの第三者提供に当たっては、原則としてあらかじめ本人の同意を得ることとされていますが、法令に基づく場合など、一定の場合については例外とされています(法第23条第1項各号、Q5-4参照)。 弁護士への個人データの提供に関しては、弁護士法第23条の2第2項の規定に基づく弁護士会からの報告の求めに応じる場合には、原則として、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できると考えられます。</p> <p>【参考】弁護士法(昭和24年法律第205号) (報告の請求) 第二十三条の二 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないとき、これを拒絶することができる。 2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。</p>	<p>H19.7.31</p>

12	警察から、社内で発生した事件の捜査のため、従業員の個人データの提供を求められました。これに応じて従業員の了解をとらずに個人データを提供することは、個人情報保護法に違反しますか。	個人情報保護法上、個人データの第三者提供に当たっては、原則としてあらかじめ本人の同意を得ることとされていますが、法令に基づく場合など、一定の場合については例外とされています(法第23条第1項各号、Q5-4参照)。 警察への個人データの提供に関しては、刑事訴訟法第197条の規定に基づく報告の求めに応じる場合には、個人情報保護法上、原則として、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを警察に提供することができると考えられます。	H19.10.17
13	未成年者の個人情報に関しては、保護者の同意が得られれば、例えば私立学校などが第三者に提供することは可能ですか。	未成年者の個人データを第三者に提供するに当たっては、本人の権利利益を保護するという個人情報保護法の趣旨に鑑み、未成年者の法定代理人が、第三者提供について、本人に代わって同意することができると解されます。したがって、未成年者の個人データについては、保護者の同意が得られれば、提供することができると考えられます。	H19.7.31
14	高齢者の個人データの第三者提供に当たり、家族などが、本人に代わって同意を与えることは可能ですか。	高齢者に成年後見人などがいる場合には、法定代理人である成年後見人などが、本人に代わって同意を与えることができると考えられます。	H19.7.31
15	オプトアウトとは、どのような仕組みですか。	いわゆる「オプトアウト」とは、本人の求めに応じて個人データの第三者提供を停止することとしている場合であって、かつ、一定の事項をあらかじめ本人に通知等している場合は、本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供することが可能となる仕組みです(法第23条第2項)。具体的には、以下の事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状況に置くことが必要です。 (1)第三者への提供を利用目的とすること (2)第三者に提供される個人データの項目 (3)第三者への提供の手段又は方法 (4)本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること このような仕組みを活用することにより、たとえば、(1)緊急連絡網として配布すること、(2)名簿の内容(例:氏名、住所)、(3)提供方法(例:関係者へ配布)、(4)本人の求めにより名簿から削除すること、の4点について、あらかじめ、郵便、電話、電子メール等で本人に通知するか、又は本人が容易に知り得る状況に置く(例:事務所の窓口への掲示・備付け、ホームページへの掲載)ことにより、作成した名簿を配布することが可能です(Q5-6参照)。	H19.7.31 H21.6.25 一部修正
16	スポーツクラブや同好会の会員名簿を作成し、会員の競技成績や記録を氏名とともに公表したいと考えています。その際、会員全員から、あらかじめ同意を得る必要がありますか。	公表等により個人データを第三者に提供するに当たっては、原則として、あらかじめ本人の同意を得ることが必要です。ただし、本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしている場合であって、かつ、一定の事項をあらかじめ通知等しているときは、本人の同意を得ずに第三者に提供することが可能です(いわゆるオプトアウトの仕組み、Q5-15参照)。 また、全員の同意が取れなかった場合も、同意を得ることができた人のみを掲載した名簿を公表することはできます。 なお、事業の用に供する個人データの数が5,000以下であるスポーツクラブや同好会については、個人情報保護法の義務規定の対象にはなりません(Q2-12参照)。	H19.7.31 H21.6.25 一部修正
17	行事で撮影された写真などを、施設内に展示したり、職員に提供したりする場合、写真に写っている本人に事前に同意を求める必要がありますか。	個人情報保護法において、第三者提供に際して本人の同意を得なければならないのは、個人情報データベース等を構成する個人情報(個人データ)の取扱いです。 行事で撮影された写真等については、そのまま保存するような場合は、通常、特定の個人情報を容易に検索できるものとは言えません。このような場合、当該写真等は「個人データ」には該当しないため、事業者が、それを展示したり、ホームページや広報誌に掲載したり、関係者に提供したりすることについて、個人情報保護法第23条の本人の同意を求める手続きは必要ありません。 なお、その写真などにより本人を識別できる場合には、少なくとも「個人情報」に該当します(Q2-6参照)ので、利用目的を公表等する(法第18条)ほか、例えば、展示期間を限定したり、不特定多数の者への提供には本人の同意を求めたりするなどの自主的な取組が必要です。	H19.10.17 H19.12.17 一部修正
18	統計調査については、個人情報保護法があるのだから、個人情報に関することは答えなくてもよいですか。	国勢調査や労働力調査をはじめとする基幹統計調査については、個人情報保護法とは別に、統計法第13条によって報告が義務付けられています。 なお、基幹統計調査で得られた情報(人、法人又はその他の団体の秘密に関する事項)については、統計法により、関係者に守秘義務が課されており、保護されます。	H19.7.31 H21.4.1 一部修正

19	<p>民生委員・児童委員をしています。市町村や民間の事業者から、活動に必要な個人情報の提供を受けられず苦慮しています。提供を受けることは可能ですか。</p>	<p>民生委員・児童委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります。</p> <p>民生委員・児童委員は特別職の地方公務員と整理されているため、個人情報取扱事業者からその職務の遂行に必要な個人データの提供を本人から同意を得ずに受けることは、個人情報の第三者提供の制限の例外として、可能と考えられます。地方公共団体からの情報提供については、それぞれの条例の解釈によります。</p> <p>民生委員・児童委員には、民生委員法において守秘義務が課せられていることも踏まえ、各主体から、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられます。</p> <p>※地方公共団体の取組例については、こちらも参考になると思われます。 http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/chousa07.html</p>	H19.12.17
20	<p>地震等の災害時に支援が必要な高齢者、障害者等(災害時要援護者)のリストを災害時に備えて関係者間で共有することは可能ですか。</p>	<p>災害時要援護者リストは、一般的には各地方公共団体の福祉部局等において把握しているものであるため、主として各地方公共団体の定める個人情報保護条例に関わる問題です。</p> <p>各条例における、「審議会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当の理由があると認められる場合」等の目的外利用・第三者提供が可能とされる規定を、適切に解釈・運用することにより、関係者(福祉部局、防災部局、自主防災組織、民生委員など)間で要援護者情報の共有を進めることが望ましいと考えられます。</p> <p>※地方公共団体の取組例については、こちらも参考になると思われます。 http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/chousa07.html</p>	H19.12.17
Q6 開示などの求めに応じるルール			
1	<p>個人情報取扱事業者に対して自分の情報の開示を求めるには、具体的にどのような手続を踏めばよいのですか。</p>	<p>個人情報保護法上、個人情報取扱事業者は本人からの開示等の求めに応じる義務があります。その手続については、各事業者において定めることができます(法第29条第1項)。本人は、相手とする事業者が開示等の手続をあらかじめ定めている場合は、その手続に沿って開示等の求めをすることになります。一方、事業者が手続をあらかじめ定めていない場合には、その事業者は、本人からの任意の方法による求めに対し、個別に相談しながら対応することとなります。</p>	H19.12.17
2	<p>個人情報取扱事業者に対して自分の情報の開示を求めたところ、本人確認のためとことで、運転免許証の提示に加え、印鑑登録証明書の提出を求められました。これは、個人情報保護法上、問題はありませんか。</p>	<p>個人情報保護法では、本人確認も含め、本人からの開示等の求めに個人情報取扱事業者が応じる手続については、各事業者において定めることができるとしています(法第29条第1項)。ただし、個人情報取扱事業者がその手続を定めるに当たっては、本人にとって過重な負担とならないよう配慮することとされているため(法第29条第4項)、不必要に膨大な証明書等の提示を求めたり、過度に煩雑な手続を設けることなどは、個人情報保護法上、不適切と考えられます。</p>	H19.12.17
3	<p>ある事業者に個人情報の開示請求をしたところ、法外な手数料を請求された上に、閲覧しかできないと言われました。このようなやり方は、個人情報保護法上、問題はありませんか。</p>	<p>個人情報保護法では、本人から保有個人データの開示等を求められた個人情報取扱事業者は、開示の実施に関し手数料を取ることが認められています(法第30条第1項)。しかし、その手数料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内で定めなければなりません(同条第2項)。</p> <p>また、開示の方法については、開示の求めを行った者が同意した方法でない限り、書面の交付によることとされており(個人情報の保護に関する法律施行令第6条)、個人情報取扱事業者のみの都合で閲覧しかさせない、ということは個人情報保護法違反の可能性がありえます。</p>	H21.6.25
4	<p>個人情報取扱事業者に対し、自分の個人情報の取得元の開示を求めることは可能ですか。</p>	<p>個人情報保護法上、事業者に対し、本人に個人情報の取得元を明らかにすることを義務づける規定はありません。ただし、個人情報取扱事業者は個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めることとされていますので(法第31条第1項)、まずはその個人情報取扱事業者の苦情相談窓口にご相談してみることが考えられます。</p> <p>なお、保有個人データ自体に取得元に関する情報が含まれている場合には、個人情報保護法第25条に基づく開示の求めにより、原則開示されることとなります。</p>	H19.12.17
5	<p>事業者から送付を希望していないダイレクトメールが送られてきて、困っています。個人情報保護法により、送付を止めることはできますか。</p>	<p>個人情報保護法上、個人情報取扱事業者が保有個人データの利用停止の求めに応じる義務があるのは、個人情報本人の同意なく目的外利用されている場合(法第16条違反)や個人情報本人が不正に取得された場合(法第17条違反)に限られています。</p> <p>ただし、個人情報取扱事業者は個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めることとされていますので(法第31条第1項)、まずはその個人情報取扱事業者の苦情相談窓口にご相談してみることが考えられます。また、事業者によっては、消費生活センターなどに相談することが有効な場合もあると考えられます。</p>	H19.12.17

6	ある会社の採用面接で不採用になったため、提出した履歴書の返却を求めましたが、会社が応じません。これは、個人情報保護法に違反しませんか。	個人情報保護法には、個人が事業者に対し、自己の個人情報の「返却」を要求することを認める規定はありません。 ただし、個人情報取扱事業者は個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めることとされていますので(法第31条第1項)、まずはその個人情報取扱事業者の苦情相談窓口にご相談してみることが考えられます。	H19.8.10 H19.12.17 一部修正
Q7 苦情処理、実効性担保の仕組み			
1	個人情報取扱事業者における個人情報の取扱いに関して苦情がある場合、どこに相談すればよいですか。	個人情報保護法は、個人情報取扱事業者自身の取組によって苦情を解決することを基本としつつ、認定個人情報保護団体(Q7-2参照)、地方公共団体等が苦情の処理に関わる複層的な仕組みをとっています。 個人情報取扱事業者の個人情報の取扱いに関して苦情がある場合、まず、その個人情報取扱事業者の苦情受付窓口に出し、当事者間での解決を図ることが一般的です。当事者間でおお解決しない場合には、認定個人情報保護団体や、消費生活センターなど地方公共団体の窓口、国民生活センターなどに相談することも可能です。 ※苦情処理の仕組みについては、こちらをご参照下さい。 http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/kaisetsu/pdfs/kujyo.pdf	H19.10.17
2	認定個人情報保護団体とは、何ですか。	認定個人情報保護団体とは、個人情報の適切な取扱いの確保を目的として、一定の範囲の個人情報取扱事業者(対象事業者)の個人情報の取扱いに関する苦情の処理などを行う団体で、各事業分野を所管する各省庁の認定を受けた者を指します。認定を受けるためには、個人情報保護法第37条に基づき、各省庁に申請を行う必要があります。 なお、平成21年3月31日現在、計37の団体が主務大臣の認定を受けて苦情処理などの業務にあたっています。 ※認定個人情報保護団体の一覧については、こちらをご参照下さい。 http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/ninteidantai.html	H19.10.17 H21.6.25 一部修正
3	個人情報取扱事業者が個人情報保護法に違反した場合、どのような措置がとられるのですか。	個人情報取扱事業者が、個人情報保護法の義務規定に違反し、不適切な個人情報の取扱いを行っている場合には、各事業分野を所管する主務大臣が、必要に応じて、事業者に対して報告を求めたり(法第32条)、助言を行ったり(法第33条)、勧告、命令などの措置をとる(法第34条)ことができます。また、主務大臣の命令に個人情報取扱事業者が従わなかった場合には、罰則(法第6章)の対象になります。 ※実効性担保の仕組みについては、こちらをご参照下さい。 http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/kaisetsu/pdfs/tanpo.pdf	H19.10.17
4	事業者に対して、個人情報保護法に基づく報告の徴収や勧告等がなされたことはあるのですか。	平成19年度は、各事業分野を所管する主務大臣において、法に基づく報告の徴収(法第32条)を83件実施する等により、事業者に対する指導・監督が行われています。なお、平成18年度は、各事業分野を所管する主務大臣において、法に基づく勧告(法第34条第1項)を4件、報告の徴収を60件実施しています。 ※詳しくは、こちらをご参照下さい。 http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/19-sekou1.pdf	H20.12.17 H20.9.12 一部修正
Q8 適用除外			
1	個人情報保護法の適用除外について、教えてください。	個人情報取扱事業者のうち、憲法上保障された自由(表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由)に関わる以下の主体が以下の活動のために個人情報を取り扱う場合には、その限りにおいて、個人情報取扱事業者の義務は適用されません(法第50条)。 (1) 報道機関 報道活動 (2) 著述を業として行う者 著述活動 (3) 学術研究機関・団体 学術活動 (4) 宗教団体 宗教活動 (5) 政治団体 政治活動 また、これらの諸活動の自由を確保するため、これらの活動の相手方である個人情報取扱事業者の行為(例:政党から政治活動を行うため要請があった場合に、本人の同意なく個人データを提供すること)についても、主務大臣は、その行為に関する限り、その個人情報取扱事業者に対して報告の徴収、勧告、命令などの権限を行使しないこととされています(法第35条)。	H19.10.17
2	政治家の選挙事務所から、ある事業者の顧客名簿をもとに郵送されたと思われるはがきが届きました。選挙事務所が他から個人情報を収集し、利用することは、個人情報保護法上、問題はないのでしょうか。	個人情報保護法では、政治団体が政治活動の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合は、義務規定の対象外とされています(法第50条、Q8-1参照)。したがって、政治家の選挙事務所が、政治活動のために個人情報を利用するに当たっては、個人情報取扱事業者に課せられる義務規定は、適用されません。	H19.8.10

Q9 その他

1	<p>個人情報保護法の全面施行(平成17年4月1日)以前に取得した個人情報について、この法律の義務規定は適用されますか。</p>	<p>個人情報保護法の義務規定は、全面施行(平成17年4月1日)以降に取り扱われる個人情報について適用されます。したがって、原則として、全面施行前に行われた個人情報の取扱いについては、個人情報保護法の効力は及びません。</p> <p>例えば、施行日前に取得した個人情報については、取得時の義務(法第17条、第18条)は課されませんが、それを施行日以降も取り扱う場合には利用目的を特定し(法第15条)、原則としてその範囲内で利用すること(法第16条)が求められます。また、保有個人データに該当する場合には利用目的を本人の知り得る状態に置くこと(法第24条第1項)が必要です。</p> <p>なお、施行日前に本人から目的外利用・第三者提供に関する同意を得ていた場合には、施行日以後に改めて本人から同様の同意を取り直す必要はありません(法附則第2条、第3条)。</p>	H19.12.17
---	--	---	-----------